

児童福祉法改正等に伴う事業計画への影響

(1) 児童福祉法改正及び第3期計画手引きに基づくポイント

本計画策定では、現行計画の基盤を引き継ぐものではあるが、令和4年の児童福祉法の改正や、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」に基づき調査・計画策定を進めていく必要がある。

■児童福祉法改正及び第3期計画手引きの主な内容

児童福祉法等の一部を改正する法律	● 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。 ● 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。 ● 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化する。
第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）	● レスパイト・ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加える。 ● ①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく。

こども大綱の理念を踏まえ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする

→子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案・全ての子どもの健やかな成長、Well-beingの向上・誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援・縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

策定コンセプト

国の制度改正及び現在策定中の市の総合計画や関連計画との整合からみる策定のポイント、現状からみる課題等を踏まえ、福生市における策定コンセプトは以下の通り。

基本理念（継続）「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」

課題

少子化の進行及びその他社会動向を見据え、慎重に需要の見込みと提供体制を整備していくことが必要。

養護相談の件数が増加していることから、児童福祉と母子保健の一体的支援等、関係機関での相談支援の連携体制がより重要となります。

子ども若者やその家庭の抱える問題は複雑化・多様化し、ひきこもり、児童虐待等と困難を抱える子ども・若者が確認されている。

ポイント

Point 01

少子化及び生活様式の変容に伴うニーズの変化への対応（就学前教育・保育の供給量適正化）

Point 02

特別な配慮が必要な子どもやその家庭に対する切れ目ない支援の充実

Point 03

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する対応

(2) 策定ポイントを踏まえた事業計画の見直しへの影響

（仮称）福生市子ども計画の策定を見据えた各種調査と現状分析を基に、策定コンセプトを踏まえ、現行計画から新事業計画への見直しへの影響を整理すると以下の通り。

基本理念	基本目標	施策の方向	主な事業
子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち	1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	1 子どもや母親の健康の確保	・ 産前・産後支援ヘルパー事業 ・ 妊産婦・新生児訪問指導 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 産後ケア事業 ・ 訪問による家事支援
		2 地域における子育て支援体制の充実	・ 子育てサロン「はとぼっぼ」 ・ 子ども家庭支援センター事業 ・ 子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業母子保健型） ・ 利用者支援事業（特定型） ・ 親子関係の形成の支援等を行う事業
	2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援	1 就学前児童の教育・保育を提供する体制の確保	・ 認可保育所等による通常保育の実施 ・ 一時預かり事業 ・ 乳幼児ショートステイの実施 ・ トワイライトステイの実施 ・ 障害児保育の充実
		2 幼稚園・保育所・小学校の連携	・ 保育所・幼稚園と小学校との連携 ・ 学校段階等間の接続
	3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援	1 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備	・ アドバイザリストスタッフの配置 ・ 登校対策事業 ・ スクールソーシャルワーカーの配置 ・ 学校と家庭の連携推進事業 ・ 学校支援地域組織事業
		2 子どもの放課後の居場所づくり	・ ふっさっ子の広場事業 ・ 学童クラブ事業 ・ 一体型放課後対策事業 ・ プレイパークの支援
	4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援	1 児童虐待防止対策の充実	・ 児童虐待防止のネットワークづくり
		2 困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実	・ 放課後等デイサービス ・ 短期入所サービス ・ 医療的ケア児支援事業 ・ ひきこもり支援 ・ 自殺対策 ・ 子どもの貧困対策 ・ 児童の居場所づくりの支援
	5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進	1 子育て世帯への経済的支援	・ 子どもの学習支援事業
		2 ひとり親家庭の自立支援の推進	・ 母子及び父子福祉資金貸付事業
	6 安心して子育てができる生活環境の整備	3 子育てと仕事を両立できるまちづくり	・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実 ・ 低年齢児保育の拡大
		1 子どもの安全の確保	・ 通学路の見守り体制の推進 ・ 子どもたちへの災害対応 ・ 子どもを守るための活動の推進
		2 子育てを支援する生活環境の整備	・ 良質なファミリー向け住宅の供給誘導 ・ 歩道の整備

ポイント1

少子化及び生活様式の変容に伴うニーズの変化への対応

ポイント2

特別な配慮が必要な子どもやその家庭に対する切れ目ない支援の充実

ポイント3

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する対応